
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

本資料の目的

- 2019年7月4日に公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定適用指針」という。)第26項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定会計基準」という。)公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとするとしている。

また、当該改正を行うまでの間は、時価算定会計基準の公表に伴う2019年7月4日改正の直前の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「改正前の金融商品実務指針」という。)第62項の取扱いを踏襲し、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができるとしている。なお、当該経過措置を適用した投資信託については、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は要しないとしている。
- さらに、時価算定適用指針第27項において、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品の時価等に関する事項の注記を要しないとしている。
- 本資料は、審議事項(3)-2 で取り扱わなかった、投資信託財産が不動産である投資信託(以下「不動産投資信託」という。)の取扱い、及び組合等への出資の時価の注記の取扱いについて、ASBJ事務局が整理した主な論点及びそれに対する分析に対して、ご意見をお伺いすることを目的としている。また、当該内容について、第160回金融商品専門委員会(2020年10月12日)、第444回企業会計基準委員会(2020年10月22日)から議論しており、第161回金融商品専門委員会(2020年10月30日)、第445回企業会計基準委員会(2020年11月5日)において用いた資料からの主な変更点について黄色のハイライトを付している。

審議事項(3)-3

4. なお、不動産投資信託については後述するように、これまで時価を把握するのが極めて困難と認められる有価証券として貸借対照表価額を取得原価としている実務も見られ、時価の算定の検討の前提として、貸借対照表価額を時価とするか否かの検討も含めている。

不動産投資信託の貸借対照表価額について

(改正前の金融商品実務指針における投資信託の時価評価に関する定め)

5. 改正前の金融商品実務指針では、投資信託の時価評価について、次のとおり定めているが、不動産投資信託に関する特段の定めはない。

【改正前の金融商品実務指針第62項】

投資信託に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額には、投資信託委託会社の公表する基準価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価価格が含まれる。

また、私募投信であっても、その投資信託に組み入れられた有価証券等について市場価格に基づく価額がある場合、又は時価を合理的に算定できる場合には、時価のある投資信託とする。

(従来不動産投資信託の実務上の取扱い)

6. 上場している不動産投資信託（以下「上場不動産投資信託」という。）のように市場における取引価格が存在する場合については、前項に示した改正前の金融商品実務指針における定めに基づき、当該価格をもって時価評価しているものと考えられる。
7. 他方、上場していない不動産投資信託（以下「非上場不動産投資信託」という。）のように市場における取引価格が存在していない場合については、不動産投資信託に関する特段の定めがないことに起因し、実務上、会計処理に多様性が生じている可能性がある。開示上は時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として取得原価評価している例が見られるのみであり詳細は分からないが、その他、時価算定会計基準開発時の審議や公開草案に寄せられたコメントを通じて以下のケースが認識されている。
 - (1) 時価評価しているケース
 - (2) 取得原価評価しているケース

審議事項(3)-3

- ① 改正前の金融商品実務指針第 62 項において、「私募投信であっても、組み入れられた有価証券等について市場価格に基づく価額がある場合、又は時価を合理的に算定できる場合には、時価のある投資信託とする」とされていることを踏まえ、投資信託財産である不動産の市場価格が観察できず、また、価額も合理的に算定できないことを理由として取得原価で評価している例。
- ② 非上場不動産投資信託は、投資法人への出資であるため、投資法人と株式会社との類似性から、時価評価の対象とはならない非上場株式の取扱いを準用し、取得原価で評価している例。

(非上場不動産投資信託の時価評価に関する ASBJ 事務局の分析)

8. 前項のとおり、現状では非上場不動産投資信託の時価評価については会計処理に多様性が見られるため、企業間の比較可能性を考慮しその会計処理を統一すべきか、継続して企業に会計処理の多様性を許容していくべきかが議論となる。
9. ここで、仮に会計処理を統一する場合、次の理由により、貸借対照表価額を時価とすることに統一することが考えられる。
 - (1) 時価算定会計基準の設定に伴い、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づくインプットを用いて時価を算定することとしたため、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないと考えられ、時価算定会計基準制定時に、従来から、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとされている非上場株式等を除き、時価評価することに変更している。
 - (2) 非上場不動産投資信託の投資信託財産が不動産であったとしても、通常は証券投資信託と同様に金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。
 - (3) 非上場不動産投資信託は不動産による運用を行うことのみを目的とする法人であり、様々な業を行い得る株式会社と同様とすることは適切ではないと考えられる。
 - (4) 年金資産に含まれる非上場不動産投資信託や現物不動産については、すでに時

審議事項(3)-3

価(公正な評価額)で評価されており¹、退職給付引当金(または前払年金費用)の貸借対照表価額の基礎とされている。

- (5) 賃貸等不動産について、当期末における時価を注記することが求められていること²や、不動産の減損損失の測定において、帳簿価額と回収可能価額(資産または資産グループの正味売却価額³と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。)との差額を当期の損失として認識することが求められていることを踏まえると、一定程度不動産の時価を算定する実務が成熟しているものと考えられる。
10. 一方、前項のとおり仮に貸借対照表価額を時価とすることに統一した場合、以下の懸念が生じるものと考えられる。
- (1) 仮に非上場不動産投資信託について貸借対照表価額を時価とすることに統一する場合、一部の企業においては、時価評価の範囲の変更が生じることとなる。
 - (2) 仮に非上場不動産投資信託について貸借対照表価額を時価とする場合、その保有する不動産の評価額、もしくは、その評価額に基づいて算出されている基準価格を基礎として時価を算定することが考えられるが、不動産の時価については、時価算定会計基準の対象外とされており、明確なガイダンスが存在していない。

¹ 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の第20項において、年金資産の評価を次のとおり定めている。

年金資産の額は、期末における時価により計算する。時価とは、公正な評価額をいい、資産取引に関して十分な知識と情報を有する売り手と買い手が自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額をいう。ただし、金融商品については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第6項の時価の定義に従う。(以下、略)

² 企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」の第11項において、次のとおり定めている。

賃貸等不動産の当期末における時価とは、通常、観察可能な市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。賃貸等不動産に関する合理的に算定された価額は、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)による方法又は類似の方法に基づいて算定する。(以下、略)

³ 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の第28項(2)①において、次のとおり定めている。

不動産については、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づいて算定する。自社における合理的な見積りが困難な場合には、不動産鑑定士から鑑定評価額を入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。なお、重要性が乏しい不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を、合理的に算定された価額とみなすことができる。

審議事項(3)-3

11. しかしながら、前項(1)については、第9項(1)で述べたとおり、時価算定会計基準制定時に金融商品会計基準が改定されており、市場価格のない株式以外の全ての金融商品については当てはまるものであり、非上場不動産投資信託にのみ別段の定めを設けるほどの必要性はないと考えられる。また、前項(2)についても、第9項(5)で述べたとおり、既に一定程度不動産の時価を算定する実務が成熟しており、対応は可能であると考えられる。
12. これらの分析を踏まえ、企業間の比較可能性を確保するため、貸借対照表価額を時価とすることで会計処理を統一することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント1

事務局の対応について、ご意見をお伺いしたい。

仮に不動産投資信託を時価評価する場合の「時価」

(時価算定会計基準における時価に関する定め)

13. 時価算定会計基準第5項では、時価を次のとおり定義している。

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

また、時価算定適用指針第4項(1)では、時価の算定における前提の1つとして、次のとおり定めている。

資産又は負債の時価を算定するにあたっては、市場参加者が算定日において当該資産又は負債の時価を算定する際に考慮する当該資産又は負債の特性（例えば、資産の所在地、当該資産の売却に対する制限）を考慮する。

なお、時価算定適用指針の設例5（有価証券の売却に関する制約）において、売却に関する制約の影響に対する調整は、特定の期間にわたって市場を利用できないことに係るリスクの対価として市場参加者が要求する金額を反映するとの考え方が紹介されている。

(不動産投資信託の時価)

審議事項(3)-3

14. 前項に示した時価の定義に従うと、不動産投資信託の時価については、次のとおり整理することができると考えられる。
- (1) 上場不動産投資信託のように市場価格が存在する場合は、当該市場価格が時価になると考えられる。
 - (2) 非上場不動産投資信託のように市場価格が存在しない場合、時価算定日に所定の基準価格⁴で重要な制限なく解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という。）できる場合は、基準価格を出口価格と考えることができるものと考えられ、当該基準価格に基づいて時価を算定することが認められると考えられる。
15. ここで、前項(2)の場合において、通常の非上場不動産投資信託について時価算定会計基準にしたがった時価を算定する場合、次の点から、基準価格を基礎として時価を算定するときに、何らかの調整が必要になる可能性があるものと考えられる。
- (1) 換金性が低く安定性を維持する観点から、一営業期間における払戻口数を制限している⁵ケースがあること。
 - (2) 非上場不動産投資信託の基準価格は、不動産鑑定評価等による保有不動産の評価に基づいて算定されており、洗い替えの頻度は少ない（一般的に半年毎⁶）。
16. しかしながら、基準価格に対して何らかの調整を求めることについては、投資信託財産が不動産であることを踏まえると、一般的に実務上の困難さがあると想定される。

⁴ 基準価格は、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」（以下、「不動産投信等規則」という。）に従い算定される。総資産額に不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定した保有不動産等の評価差額を加減し、負債を控除した額を投資口数で除して算定される。審議事項(3)-2 参考資料1において、時価算定会計基準を踏まえ、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」（以下、「計理規則」という。）の改正の作業を行っているとしているが、時価算定会計基準の範囲に不動産は含まれていないため、不動産投信等規則の改正はなされていない。

⁵ 複数回の払戻し請求が行われた場合に一部物件売却等により払戻し資金を確保できるよう、比較的流動性が高くポートフォリオにもあまり影響を及ぼさない小規模な賃貸住宅を保有する不動産投資信託もあるようである。また、払戻しの他、投資口の譲渡によって流動性を確保する場合もある。証券会社によっては、売買の相手先を探すだけでなく、売買時期を限定する等により、効率的に購入先を見つけるスキームも提供されている。

⁶ オープン・エンド型の投資法人の基準価額は、原則として、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日並びに約款に定める投資者及び投資主が投資法人に対して投資口の追加発行又は払戻の請求の申込みを直接行うことが可能となっている日及び当該日の前5営業日に基準価額を計算し、公表するものとする（不動産投信等規則第47条第6項）としている一方で、適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算出頻度は、第47条第6項の規定にかかわらず、各計算期間の末日のみに計算することができるものとしている。（同規則第47条の3）

審議事項(3)-3

非上場不動産投資信託自体は金融資産であり時価算定会計基準の対象となるが、主な投資信託財産である不動産については時価算定会計基準の対象外であることを踏まえ、非上場不動産投資信託の時価の算定方法については、時価算定会計基準に従う原則的な方法の他、限られた口数であっても基準価格で解約等ができること等を踏まえ、基準価格に対する調整を不要とし、基準価格に基づいて時価を算定することを認める例外的な取扱いを定めることが考えられるがどうか。なお、当該例外的な取扱いを適用した際の開示については第 21 項以降で検討する。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で開かれた意見に対する ASBJ 事務局の対応案

(開かれた意見)

17. 非上場不動産投資信託について、例外的な取扱いとして基準価格を時価とすることを提案しているが、基準価格の算定において運用対象である不動産が時価評価されていることを前提としているのであれば、その旨を記載すべきと考える。
18. 実務上、基準価格で解約される事例はあまりないと聞いており、そうした中で基準価格の内容について特段触れずに基準価格を時価とみなすことについて懸念する。
19. 投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託とで、基準価格の内容は異なると認識しており、同じ「基準価格」という言葉を使うと分かりづらいのではないかと。また、不動産投信等規則では「基準価額」という用語となっており、用語について整理する必要があると考える。

(ASBJ 事務局の対応案)

20. 改正前の金融商品実務指針第 62 項では、基準価格に関する具体的な定義は定められておらず、どのような基準価格を時価として採用するかについては各企業の判断に基づき実務上運用されているものと考えられるが、基準価格についての一般的な内容を説明することは、例外的な取扱いについての理解につながる事となると考えられるため、結論の背景に以下の記載を加えることとしてはどうか。

「基準価格とは、一般に、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる価格であり、投資信託一口当たりの価格をいう。」

コメントの追加 [A1]: 当該「基準価格」の説明文については投資信託協会に確認中である。

ディスカッション・ポイント 2

審議事項(3)-3

黄色のラインマーカーで追加した事務局の対応について、ご意見をお伺いしたい。

仮に不動産投資信託を時価評価する場合の時価のレベル別分類と開示

(不動産投資信託の時価のレベル別分類と開示)

21. 上場不動産投資信託の時価のレベルについては、時価算定会計基準における原則的な定めに基づき判定することについて、特段の論点はないものと考えられる。
22. 一方、非上場不動産投資信託については、第16項に記載した例外的な取扱いを採用した場合において、基準価格に対する調整を行わないこととなるため、時価のレベル別分類についてどのように取り扱うかが論点⁷となる。
23. この点、例外的な取扱いを採用した場合、解約制限の存在等に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合のインプットのレベルについても把握されない。
この状況において原則的な定めに従って分類された時価のレベルごとの内訳に、インプットのレベルが把握されず、何らか他の金融商品とは別のルールによってレベル別の分類を行った時価が混在すると、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないものと考えられる。
24. したがって、例外的な取扱いを適用した際には時価のレベル別分類を注記しないこととし、その時価の合計額に重要性がない場合を除き、以下の事項の注記を求めることが考えられる。
 - (1) 例外的な取扱いを適用しており、時価のレベル別分類を行っていない旨
 - (2) 例外的な取扱いを適用した非上場不動産投資信託の時価の合計額

ディスカッション・ポイント3

第24項に記載した事務局案について、ご意見をお伺いしたい。

⁷ IFRS第9号においては投資信託の時価の算定とレベル別分類についての定めは存在しない。一方、米国会計基準ASC820-10-15-4ではNet Asset Valueを時価とする簡便法が定められており、その場合レベル別分類を行わず、別にその投資売却制限や投資戦略の説明及び投資コミットメントの金額等を開示することが求められている。

組合等の時価の注記

25. 組合等への出資の会計処理については、金融商品実務指針第 308 項において、次の方法が認められていると考えられる。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法
- (2) 貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法
- (3) 組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する方法

上記(1)の方法については、出資者が単なる資金運用として考えている場合、または有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合において適切な方法と考えられることから、金融商品実務指針第 132 項において、原則的な方法とされている。

一方、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、それらが実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、上記(1)の方法が妥当ではないことも想定され、このような多様な実情を踏まえ、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとされている。

26. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は金融資産であるため、原則として、金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める時価の注記が求められることとなる。ここで、当該組合等の保有資産が時価算定会計基準の対象ではない不動産等である場合において、不動産が時価算定会計基準の対象外であることから、どのように取り扱うかが論点となる。しかし、従来、時価を把握することが極めて困難として組合等への出資の時価を開示していなかったとしても、第 12 項で述べた不動産投資信託であっても、時価を把握することが極めて困難として時価を算定しないことを許容しない提案と整合的に考えると、時価の開示を求めることになるものと考えられる。

27. ここで、組合等への出資は投資の性質によっては有価証券と同様の性格を有することになるが、有価証券とは異なり貸借対照表における時価評価は求められていない。これは、基準等により明記はされていないものの、組合財産を実質的に組合出資者等の計算で営業し、実質的に直接保有しているのと同様の性格がある場合があるとの考えに基づくものであると考えられる。

28. その意味では、その組合財産がどのような目的で保有されているのか、例えば、単なる資金運用の対象であるのか、もしくは事業の用に供されているのかによって、会計

審議事項(3)-3

処理を異なるものにすることが考えられる。しかし、現状、第25項に示したように金融商品実務指針第132項では第25項(1)の会計処理が原則とされている一方、金融商品実務指針第308項では、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択するとされているものの、どう判断すべきかの明確な定めは設けられておらず、その選択された会計処理が企業の組合財産を保有する目的等を適切に表す実務には必ずしもなっていない可能性がある。

29. 前項に記載した状況において、組合等への出資について時価開示を求めた場合、第25項(1)及び(2)の会計処理を採用している場合は時価の開示が求められる。一方、第25項(3)の会計処理を採用した場合は、組合財産のうち、持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として計上することとなるため、金融商品としての時価の開示は求められないこととなるが、前項に記載したとおり、現状では第25項(1)、(2)及び(3)の会計処理の使い分けの状況が必ずしも明らかではない。どのようなケースで組合について時価の注記を求めるかについては、本来的にはあるべき会計処理と合わせ考える必要があるが、今回のプロジェクトの範囲を超えるものであり、今後の検討課題と考えられる。
30. これらを踏まえると、第25項の(1)及び(2)の会計処理を採用し、貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資について時価の開示を要しない例外的な取扱いを定めようとして、以下の事項の注記を求めることとしてはどうか。
- (1) 例外的な取扱いを適用しており、時価の開示を行っていない旨
 - (2) 例外的な取扱いを適用した組合等への出資の合計額

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で開かれた意見に対する ASBJ 事務局の対応案

(開かれた意見)

31. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資について時価の開示を要しないとの取扱いを実務上の便法という言葉で表しているが、分かりづらい。原則的な取扱いとして、当面、時価開示の対象外とできないか。

(ASBJ 事務局の対応案)

32. 原則は時価開示し、例外的な取扱いとして時価開示を要しない旨を明確にし、実務上の便法という言葉を修正した。

審議事項(3)-3

(聞かれた意見)

33. 事務局の対応案について方向性には同意するが、「会計処理と合わせ考える必要がある」との理由付けには違和感がある。今回のプロジェクトの目的は時価を算定する範囲を変更するものではないことを理由とすべきではないかと考える。
34. 大多数が「例外的な取扱い」を適用すると考えられるため、呼称が適切でないように思われる。また、任意適用とするより、合理的な時価の把握が困難な場合に適用することとした方が従来の取扱いと変わらないことが明確になるし、「例外的な取扱い」と呼称せずに済むので検討頂きたい。

(ASBJ 事務局の対応案)

35. 現状では会計処理の使い分けの状況は必ずしも明らかではない可能性があるため、どのようなケースで時価の注記を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対照表価額とすることが必要であるかと合わせて検討する必要があると考えられる。したがって、会計処理について今後の検討課題であることを認識した上で、今回のプロジェクトにおいては、貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等への出資について、時価の注記を要しない例外的な取扱いを定めることとした。その旨を結論の背景に記載する。
36. また、時価算定会計基準の公表に伴い、時価のレベルに関する概念を取り入れ、市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難な有価証券の定めを削除したため、合理的な時価の把握が困難などを要件とすることは難しいものと考えられる。

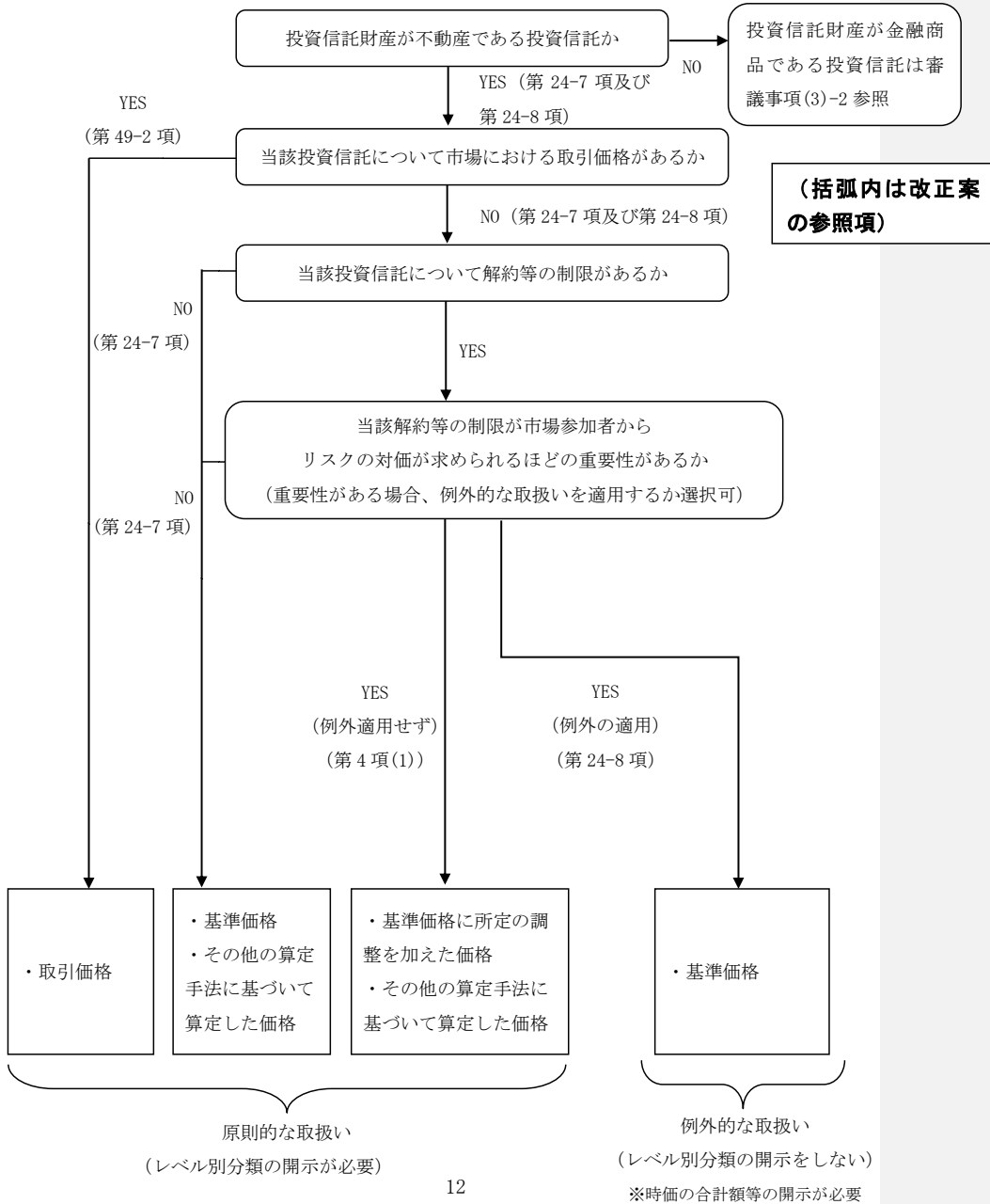
ディスカッション・ポイント4

黄色のラインマーカーで追加した事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

審議事項(3)-3

別紙 投資信託財産が不動産である投資信託の時価に関するフローチャート



審議事項(3)-3

(時価算定会計基準における経過措置)

		貸借対照表価額	時価開示	レベル別開示
不動産 投資信託	市場における取引価格が存在する場合	時価 (改正前金融商品実務指針第 62 項)	注記する (金融商品会計基準第 40-2 項(2))	注記を要しない (時価算定適用指針第 26 項)
	市場における取引価格が存在しない場合	合理的に算定された価額が得られる場合 (改正前金融商品実務指針第 62 項)	時価 (金融商品会計基準第 40-2 項(2))	注記を要しない (時価算定適用指針第 26 項)
		合理的に算定された価額が得られない場合	取得原価 (改正前金融商品実務指針第 62 項)	時価を把握することが極めて困難と認められた場合には、注記を要しない。 (改正前金融商品会計基準第 40-2 項(2))
組合等への出資 (金融商品実務指針第 132 項等により資産及び負債を純額で表示しているもの)		持分相当額 (金融商品実務指針第 132 項等)	注記を要しない (時価算定適用指針 27 項)	

(改正後) 赤枠が今回の改正箇所

		貸借対照表価額	時価開示	レベル別開示	
不動産 投資信託	市場における取引価格が存在する場合	時価 (時価算定会計基準第 5 項)	注記する (金融商品会計基準第 40-2 項(2))	注記する (金融商品会計基準第 40-2 項(3))	
	市場における取引価格が存在しない場合	原則	時価 (時価算定会計基準第 5 項)	注記する (金融商品会計基準第 40-2 項(2))	注記する (金融商品会計基準第 40-2 項(3))
		例外	基準価格を時価とみなす。	基準価格を時価とみなして注記する。	注記しない※注 1
組合等への出資	資産及び負債を純額で表示している場合(金融商品実務指針第 132 項等)	原則	持分相当額	注記する※注 2 (金融商品会計基準第 40-2 項(3))	
		例外	持分相当額	注記を要しない ※注 3	

審議事項(3)-3

	<p>組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上している場合（金融商品実務指針第308項）</p>	<p>組合財産のうち持分割合に相当する部分を資産及び負債として計上する。</p>	<p>貸借対照表に計上されたそれぞれの資産及び負債ごとに、適用される定めにより時価の開示が求められるかが決まる（組合等への出資自体は金融商品としての開示は求められない。）。</p>	<p>貸借対照表に計上されたそれぞれの資産及び負債ごとに、適用される定めによりレベル別の開示が求められるかが決まる。</p>
--	--	--	--	--

※注1 例外的な取扱いを適用しており、時価のレベル別分類を行っていない旨及び当該例外的な取扱いを適用した非上場不動産投資信託の時価の合計額を注記する。

※注2 組合等への出資について、時価のレベル別の開示を行ったとしても、時価をもって貸借対照表価額とされていないため、金融商品の時価等の開示に関する適用指針第5-2項(4)におけるレベル3の時価に分類された場合の追加的な注記は求められない。

※注3 例外的な取扱いを適用しており、時価の開示を行っていない旨及び当該例外的な取扱いを適用した組合等への出資の合計額を注記する。